

’25家製協第◆◆号
2025年◆◆月◆◆日

市(or 町、村)

市(or 町、村)長 様

東京都千代田区霞が関 3-7-1
霞が関東急ビル 5 階
一般財団法人家電製品協会
専務理事 川上 景一

離島対策事業協力 内定通知書 （見本）

（自主事業用）

（2026 年度分）

貴市(or 町、村)が離島対策事業協力応募申請書（◆◆◆◆年◆◆月◆◆日付け）をもって応募された◆◆◆島地域に係る計画について、離島対策事業協力実施要項（以下「要項」という。）第5条第2項の規定に基づき第三者委員会は、協力を内定するとともに、同項の規定に基づき当該内定に下記の条件を付すること及び同条第3項の規定に基づき助成単価を下記のものとするをそれぞれ決定いたしましたので、通知いたします。

なお、この通知が貴市(or 町、村)に到達した日から1か月が経過する日までに貴市(or 町、村)から一般財団法人家電製品協会（以下「協会」という。）に当該内定に係る案件について同条第4項に規定する事業協力確認書を提出しただけなかった場合、同条第8項の規定に基づきこの内定は取り消されることとなりますので、念のため申し添えます。

記

1. 用語の定義

- （1） この通知書において使用する用語の定義は、この通知書に特に定めるほかは、要項及び特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。）に定めるところによるものとする。
- （2） この通知書において「対象地域」とは、◆◆◆島地域をいう。
- （3） この通知書において「対象廃棄物」とは、対象地域において排出された特定家庭用機器廃棄物（対象地域において不法投棄されたものを除く。）及び対象地域において不法投棄された特定家庭用機器廃棄物であって、貴市(or 町、村)その他の者が回収したものをいう。
- （4） この通知書において「特定中間集積所」とは、対象廃棄物を搬出するまでの間一時的に対象廃棄物を対象地域内に保管するための施設であって、次に規定する住所

様式第 2（要項第 5 条第 4 項関係）

に設置されたものをいう。

⇒ ◆住所◆複数ある場合は次のとおり書き分けます。

特定中間集積所 A：◆住所◆

特定中間集積所 B：◆住所◆

- (5) この通知書において「特定海上輸送」とは、◆◆港（対象地域にある港を記載）において船舶に対象廃棄物を積み込む時から、◆◆港（本土にある港を記載）において当該船舶から当該対象廃棄物を取り卸した時までの輸送行為をいう。
- (6) この通知書において「事業実施期間」とは、2026 年 1 月 1 日から 2026 年 12 月 31 日までの期間をいう。

2. 助成金の対象となる事業

助成金の対象となる事業は、貴市(or 町、村)が行う次に規定する事業（以下「被協力事業」という。）とする。

⇒ <実施する内容に応じて具体的に記載します。>

①

②

③

④

. . . . 再商品化等実施者に引き渡させる。

3. 第三者委員会が内定に関して付した条件等

- (1) 貴市(or 町、村)は事業実施期間中、①及び②に規定するものについて、満たしていただかなければならない。

① 特定中間集積所から指定引取場所までの対象廃棄物の輸送は、【◆◆トントラック（実際に輸送するトラックの最大積載量を記載）1 台以上、◆◆フィートコンテナ（実際に使用するコンテナのサイズを記載）1 基以上等】を満載にして行うこと。ただし、本文の規定にかかわらず、最低限年間 1 回は特定中間集積所から指定引取場所まで対象廃棄物を輸送すること。

⇒ 【 】内は実施する内容に応じて記載します。

② 対象廃棄物を引き取った又は回収した場所から特定中間集積所までの対象廃棄物の輸送及び特定中間集積所から指定引取場所までの対象廃棄物の輸送を実際に行う者が特定家庭用機器廃棄物を取り扱うために必要な許可を取得していること。対象廃棄物の輸送に関して関係者間で必要な契約が締結されていること。

⇒ 特定の条件付与がある場合

- (2) 条件を記載（無ければ、上記“（1）”を削除します。）

4. 第三者委員会が決定した協力の条件

助成単価は次の額とする。協会は要項第 15 条第 1 項の規定により算出される助成金を

様式第2（要項第5条第4項関係）

貴市(or 町、村)が実施する被協力事業に協力するために交付する。

助成単価

エアコン	円
ブラウン管式テレビ	円
液晶・有機 EL・プラズマ式テレビ	円
冷蔵庫・冷凍庫	円
洗濯機・衣類乾燥機	円

⇒ 大小区分がある場合は上記に加えて それぞれの区分ごとに助成単価を記載すること。

5. 応募申請時に実績報告方法「協会集計方式」を選択されている場合

被協力事業により再商品化等実施者に対象廃棄物を引き渡すときに用いる家電リサイクル券の発券者の氏名又は名称等及び所在地並びに対象地域に存する郵便局の名称を2026年1月1日より前に協会に通知するものとする。

⇒ 協会集計の場合に必要。それ以外は削除します。

以上